

令和5年度第4回勝浦警察署協議会

1 開催日

令和6年3月25日（月曜日）

2 開催場所

勝浦警察署

3 出席者

・協議会委員 6人 ・警察署 10人

4 業務報告

(1) 犯罪発生状況及び電話d e 詐欺について

(2) 交通事故発生状況及び交通事故防止対策、速度取締り指針の見直しについて

5 警察署からの諮問事項

なし

6 委員からの要望・意見等

・地域で困っていること、気になっていること

(1) 自動車の走行速度について

国道297号で高齢ドライバーが速度20kmから30kmで走行しており、後続車が渋滞している時があります。

ドライバーの方には申し訳ないですが迷惑を感じます。

【回答】

一般道では高速道路と違い、最低速度の違反はなく、速度が遅いことで違反となることもございません。

速度が遅ければ安全運転が出来るかもしれませんが、渋滞を起こし円滑な交通に支障が出る恐れもございますので、運転者等に指導を行います。

(2) 信号サイクルについて

大多喜町桜台交差点の信号で、歩行者専用の信号サイクルが短くて朝夕の通学時に小学生が渡りきれない時があります。

【回答】

本交差点は、歩行者保護のため歩車分離式としており、過去において通勤時間帯に渋滞が発生していたため、昨年12月14日からサイクルを一部変更して運用し、歩行者が渡れるように、歩行者用信号機のサイクルを設定しています。

今後もお気づきの点があればご連絡をして頂ければと思います。

(3) 一時停止規制について

大多喜駅前の一時的停止取締で地元の人には知っているが観光客の違反者が多く、規制が分かりづらいのではないかと思います。

観光客に悪いイメージが残るのが心配で何か対策を相談したいですし、何らかの対策が必要と感じます。

【回答】

現場を確認しましたが、止まれの標識や路面表示の視認性が確保されているものと判断しています。

対策等につきましては、対応できる内容を検討したいと思いますので、ご相談願います。

地元の方には周知されていますが、観光客の方の違反が多く、町のイメージが悪くなると心配されている方もいると伺っています。

しかし、同所は車両の急ブレーキ多発場所であり、急ブレーキを踏むということは事故につながる要因がある場所となりますので、御理解方よろしくお願ひしす。

なお、町には手前にある門に注意喚起の張り紙を設置して頂いています。

(4) 空き巣被害の多発について

2月中旬頃、近所で空き巣被害が多発しました。在宅中で施錠をしていても物騒に感じます。

【回答】

今年1月から2月にかけて神社仏閣や事務所に対する侵入盗が発生したことから、地域課員や当直勤務員など署員をあげて警戒活動を実施した結果、2月中旬以降の発生は抑えられていますが、引き続き、署員による警戒を継続して行います。

不審な車や人を確認した場合は、当署あて通報や110番通報など、積極的に警察官の派遣を要請していただいでかまいません。

また、4月には侵入を防止する防犯グッズ（センサー）を配布する予定です。

配布につきましては、現在のところ、神社等の被害に遭われた方を中心に配布することとしていますが、一般希望者の方への配布につきましては現在、検討しているところでもあります。

(5) 不要品回収業者からの電話について

不要品回収業者を名乗るものから、「近くを回っている。海外に送るのでコップやお皿1枚でもいいです。」と電話がかかって来ました。

私は、断りましたが、知人にも同じような電話があり、応じて用意していたところ、

回収物を持って行かず「他にはありませんか。」と言ってきたようです。

このような電話が多くかかってきて困っています。

【回答】

中には不要品の回収を装って、貴金属を安価で買い取ったり、高額請求をしたり、居座って帰らないような悪質な業者がいることは把握しており、そのような悪質な業者に対しては積極的に警察が介入する必要があると考えています。

勝浦警察署では市の防災無線や「かつうらメイト」を利用した啓発活動を実施していますが、悪質業者からの電話や、そのような話を聞いた際は早期に対応したいと考えていますので、110番通報か、生活安全課まで情報提供をお願い致します。

先日被害に遭われた方には当課で、クーリングオフまで一緒に対応しましたのでご気軽にご連絡をしてください。

なお、電話d e 詐欺対策の一環として、固定電話は留守番電話設定にするようお願いをしているところであります。

留守番電話設定にすることにより様々な不都合が生じてしまうことは理解していますが、固定電話をきっかけとした犯罪が多数発生していますので、是非ご理解とご協力をお願い致します。

(6) 海流漂着ゴミについて

海岸に流木等、大量の竹や枝などのゴミが打ち上がっています。

海岸で焼却することは出来ませんか。また、焼却することで処罰されることはありますか。

【回答】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」という法律により、廃棄物の適正な分類保管、収集、運搬、再生、処分等の処理について規定されています。

海岸に漂着する流木等は、物の性状、排出の状況、取引価格等から廃棄物に該当す可能性が高いと考えられます。

したがって、これらを海岸で焼却することは法律に定める「違法焼却」に該当する可能性がありますし、他の建物等への延焼の危険性もありますので、個人で焼却することはお控え下さい。

なお、海岸の漂着物は管理者による対応が必要となってきます。

生活上の支障や必要性などの判断もあるようですので、窓口である勝浦市農林水産課まで相談をお願いします。

- ・警察活動に対する意見、要望など

(1) 横断歩行者妨害について

車を運転中に自転車に乗車したまま横断歩道の前で待っている人を見かけるが、停車しなかった場合、違反となりますか。

また、このような時の自転車の方は歩行者になるのか、軽車両扱いになるのか教えてください。

【回答】

明らかに自転車に乗車したまま停止している人は歩行者に該当せず、車両に乗車している者との扱いです。

従って、横断歩行者妨害違反の対象とはなりません。

しかしながら、停止中に自転車から降りた場合は歩行者扱いとなる可能性もあることや、急な飛び出しがあるかもしれませんので、相手が自転車といえど安全に止まれる速度での走行をお願いします。

なお、電動キックボード等の小型モビリティにつきましては、新設された特定原付となり、車両扱いとなりシルバーカーは出力にもよりますが歩行者扱いとなります。

(2) 詐欺のメールについて

詐欺と思われるメールが相変わらず届いています。

このようなメールに対する警察への問い合わせ状況を教えてください。

【回答】

詐欺グループは、電話を掛ける相手を名簿等で入手したり、数字やアルファベットを組み合わせて作成した文字列に対し、警察庁、国税庁、東京電力、NTT等を装ったメールを1日に数万件以上送りつけ、そのメールに返信した人から金銭をだまし取ろうとします。

警察ではそのような不審なメールが届いたという問い合わせを1日に複数件受理しています。

不審メールは海外を経由して送られることが多く、なかなか行為者の特定には至っていませんが、不審なメールが届いた場合は、携帯電話やプロバイダのセキュリティを上げたりメールアドレスの設定から不審メールが届かないようにできることもありますので、生活安全課まで相談して頂きたいと思います。

警察や銀行、電力会社等様々な企業・団体を装って送信してくることもあり、騙されてしまう方も後を絶ちません。

さらには、メールという特性から広域にわたる地域に送信されているというところを捉え、警察ではコンビニや銀行窓口にも協力依頼を行っています。

(3) 警察活動のDXについて

運営全般や警察活動においてDXの取り組みはされているのか。

また、されているのであれば、具体的にどのようなものがあるのか教えてほしい。

【回答】

警察では、迅速な事案対応や業務の合理化、また、市民サービス向上を目指し、デジタル化を推進しています。

現在、実施しているものは、主に免許更新時のオンライン講習の実施や免許、更新申請と住所変更などの用紙が自動で生成される機器を導入し、申請用紙を記載する手間や記載ミスをなくしているほか、手数料については、従来は証紙購入でしたが、現在は電子マネーやクレジットカードの使用が可能となっています。

これにより書類の記載の手間や審査時間の短縮など多くのメリットを生んでおります。

また、インターネット利用として、警察行政サイトを開設し、道路使用許可や警備業法関係、古物営業関係など対象手続きは限られていますが、サイトにアクセスして申請をするだけで許可証を受領する時以外は警察署に訪れなくてもいいシステムが運営されています。

本協議会の出席確認についてもメールで良いのではというご意見もありましたので、積極的に検討させていただきます。

(4) 防犯抑止活動について

パトカーによる見せる警戒や、防犯カメラを通じて犯罪抑止に努めて下さい。

【回答】

積極的な街頭活動を通じ、犯罪抑止に努めます。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

なし